

「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

1 開催趣旨

総務省では、平成 18 年（2006 年）3 月に、都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」（以下「総務省プラン」という。）を策定・周知した。

その後、「技能実習」や「特定技能」等新たな在留資格の創設、在住外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きな変化が生じている。また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録している。

こうした中、国においては、平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定）、令和元年（2019 年）6 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（同上）を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがある。また、地方公共団体においては、多文化共生社会の推進に関する指針・計画等を改訂し、地域社会への参加・自立等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も多くみられる状況である。

こうした状況を踏まえ、地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について検討を行うため、本研究会を開催する。

2 名称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長 1 名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料を非公開とすることができる。

4 開催期間

令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 8 月頃までとする。

5 庶務

庶務は、総務省自治行政局国際室において行う。

構成員名簿

大泉 貴広 (公財) 宮城県国際化協会総括マネージャー
金森 孝治 福岡県苅田町防災・地域振興課長
田村 太郎 (一財) ダイバーシティ研究所代表理事
新谷 秀樹 岡山県総社市市民生活部長
西 和一 群馬県企画部外国人活躍推進課長
長谷部 美佳 明治学院大学教養教育センター准教授
前田 真子 札幌市総務局国際部長
八木 浩光 (一財) 熊本市国際交流振興事業団事務局長
山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授
横田 宗親 (一財) 自治体国際化協会多文化共生部長

(五十音順：敬称略)

オブザーバー

【関係省庁】

内閣府 政策統括官(防災担当) 参事官(防災計画担当)
総務省 国際戦略局 技術政策課 研究推進室
消防庁 国民保護・防災部 防災課
出入国在留管理庁 政策課 外国人施策推進室
文部科学省 大臣官房 国際課
文化庁 国語課
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

【地方3団体】

全国知事会総務部
全国市長会行政部
全国町村会行政部